

# 違法薬物事犯に取り込まれるリスク

山田 秀樹

## はじめに

違法薬物を使用することによって起こる社会の損失の第一は、薬物使用者が関わる犯罪行為による直接的な被害です。社会秩序として、人々の暮らしの平穏と安全を維持することから見ると社会的損失は規範意識の低下を容認することによる社会規範の乱れということになるでしょう。薬物犯罪はともかく、薬物使用のマイナス要因を根拠として数値化できるものが少ないということが大きなリスクです。このように社会的損失があるということを具体的に示すのが難しいというところが、人々が身近に感じるのがなくその悪性を社会に浸透させることを阻んでいると思われまます。違法薬物として、特に覚せい剤、大麻を中心とした使用実態からの考察をしていきたいと思ひます。

薬物犯罪の特徴として、違法薬物使用者からの話、供述が現状を表したものとなっていないというところに、何をターゲットして防止策を立てていけばいいのかが明確にならないという大きな課題を抱えています。違法薬物の使用形態も多岐にわたっていますので、一律にその実態を知ることはむずかしいところで、特別なケースではなく、一般的に考えられる「なぜ手を染めたのか」という点を解きほぐしていきたいと思ひます。

ここでは2010年の「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」（松本俊彦ほか・以下「実態調査」と標記）を基盤としてその実情に迫ってみたいと思ひます。なぜ違法薬物に手を染めるのかという心理面からリスクを回避する防止方策を探っていきたいところです。

## 1. 違法事犯に取り込まれるケース

### (1) 薬物濫用のきっかけ

違法薬物を使用するきっかけとなった理由を知るについては、使用者の話・容疑者等の供述による  
ところしかないのですが、いきなり大麻・覚せい剤を直接使用するとい  
うものではありません。いくつかの段階があるということは多くの事案から明らかにすることができます。

上記「事実調査」では薬物濫用のきっかけとして「誘われて」「好奇心・興味」「断り  
切れず」「不安の軽減」「不眠の軽減」と割合の高い順を追って表しています。これらの複合的要素も  
あるかと考えられますが、主だった理由は挙げられていると思われます。ここで思いつくのはいきなり「違  
法薬物使用か？」という疑問です。

実務家の言によれば一定の基礎条件があるということです。人はいきなり覚せい剤に手を出すので  
はなく、未成年などは喫煙にはじまり、シンナーを使用するなどして覚せい剤等に移行します。それだけ  
反復継続性は高く、中毒症状に陥り薬物の購入資金の調達といった目的で凶悪犯罪を敢行する  
可能性も高いといえます。興味本位といった甘い動機のみで犯罪に移行することはないことを確  
認しておかなければなりません。

### (2) 薬物使用に何を求めるか

薬物と聞いてこれは自分とは全く関係のない世界であると誰もが思っています。それがなぜ、どのよう  
な理由で薬物に「手を染める」ようになるのでしょうか。薬物を使用することに何を求めるのでしょうか。自  
分の心のやすらぎや潜在する能力の向上、アイデアの抽出など言葉の上では現状逃避的な項目は  
中々現れてはきません。苦難から逃れるという逃避的なものから究極は「快樂」の追求ではないかと考  
えると分かりやすくなります。自分勝手な人生設計からくる怠惰な発想（気持ち）というところが誰も

が心の奥に内在させている欲求なのではないでしょうか。

批判を恐れずにいえば誰もがその心の弱さをもって、危険性を秘めているといわざるを得ません。

ギャンブル、異性関係、飲酒などについてもその形態・度合いにおいてどこまで具現化させるかというラインが存在します。それらの快樂のたぐいはあくまでも「内在」させ続けることが必要なのだと思われます。

## 2. 大麻などについての使用意識

### (1) 悪の意識の程度

薬物を悪と見るかどうかを含め、自分自身の対応の仕方について他の違法薬物と異なる意識がもたれているのがこの大麻です。少年非行第三のピーク（1983年（昭和58年）頃）といわれた時に薬物乱用防止教室を通じて行った高校生の意識調査で、特別の結果を見ることになりました。ここでは、大麻は反復継続性の強い危険な薬物ではないという2割程度の認識の数字が表れたと共に、高校生が一応の興味を持って調べたりした自分なりの限定的知識を持っていることでした。

ただし、それを使うか使わないかは自分が判断すればいいことであるという回答も多くあったことが印象的でした。その割合はいわゆる偏差値の高い学校ほど多く、自分たちはそんなつまらないことに惑わされないとして関心を示さないという、自分の弱さや強さを理解、実感していないある種の危険な雰囲気も感じました。

社会人になっての使用や、芸能人、スポーツ選手、アーティスト、サーファーといった立場にある人の使用がマスコミなどで大きく取り上げられる機会があります。中には外国かぶれともとれる麻薬の合法性を訴える例もあり、なぜ海外のその国が限定的に合法化しているかの理由も理解しないまま自己解釈していると取らざるを得ません。

### (2) 経済的な余裕や社会からの注目を浴びる人物

社会的地位の高い人をはじめ、各分野においてカリスマ的に活躍している人物の使用が摘発されている報道に接します。薬物使用によって意識がハイになり、いいアイデアや構想、考え方が浮かぶといったレベルの高い仕事のために必要と供述する者が多くいます。

### (3) 意識の真相

使用の意識としては「社会を見くびっている」ということがいえるのですが、自身の特別な立ち位置についてのエリート意識が強く感じられます。

過去に報道された内容をピックアップすると、ある会社経営者は、「薬物は自分が必要とするときに有効に使うことで始めた」といっていました。すなわち、自分を高揚させ、仕事や休日を充実させる、リラックスのために必要な機会に用いるというものでした。「1週間のうち使用するのは休日の土日と決めていて平日は一切つかわないということで数年を過ごした」という説明もしていました。「こんなものは自身ではじめをつけて使えば益になることはあっても害になることはない。中毒になる奴はバカだと思い続けてきた」という心境を吐露していました。ところがいつの間にもやら薬物の虜になって人生を棒に振ってしまったとの締めくくりでした。

### (4) 特別な意識

少しうがった考えになるかも知れませんが、テレビ報道にあった会社経営者のように、社会人としての能力の高い人や、特別の能力をもって芸能活動などを行っている人は自分の存在が高い位置にあるとの意識から、経済的にも社会的注目度からも凡人とは違った行動が許される、必要だという意識が内在しているようにも見えます。次元の低い者は覚せい剤を使用し自分の人生を見通せない負け犬となっていくだろうけれども、自分は大麻というレベルの高い亢進作用の効果において使用するもので「落ちぶれた姿」とは異なるとの確信も窺えるのです。

### 3. 反復継続という中毒性の認識と過程

#### (1) いつでも戻れる意識の誤り

薬物使用の落とし穴は「自分は逃避の為に使用し始めたのではない、前向きに積極的に多くの人に期待される能力を発揮し続けるための手段としての使用である。」との意識です。自分は分別できないようなだらしのない人間ではないので、墮落することは考えられない筈です。ここに落とし穴があるのです。薬物の怖さはまさに「反復継続性」をもって人間を墮落させていくことにあるのです。覚せい剤で検挙された人のうち再犯者率は65.5%（2017年）と高いものとなっています。

覚せい剤の呼び方の一つに「しゃぶ」というものがあります。この語源は覚せい剤を買う金の工面に追われ骨の髄までしゃぶられるとか、骨や体の機能が失われて脳そのものがしゃぶしゃぶ状態になるということなど終末を形容した恐ろしいものとして受け取られています。

古くはアヘン戦争というものがありました。これも支配しようとするイギリスが清国をアヘンでもって、国力を低下させようとの基に仕掛けられた意図が内在したものではなかったかと思われます。アヘンの蔓延の状況を突き付けられ、これを「亡国病」と見た清国の対応が戦争の発端ではないかとの解釈もできるところです。

#### (2) 薬物中毒のもたらす悲劇

違法薬物の使用ですから、当然犯罪者として処罰されます。このことによる罪の償いが必要です。この種犯罪については再犯性が強く中毒に至る要素をすべて取り除いていくことが重要です。

使用の過程での人間関係・環境をどのように断ち切っていくかは大変難しい問題だと思われますが、先ずもってこれを実践しなければ「元の木阿弥」になってしまいます。薬物使用によって失われた「損失」

は過去形となりますが、一番の悲劇は反復継続されるということなのです。「喉元過ぎれば熱さを忘れる」というものではなく一生忘れてはならない誓いを守り続ける強い心に改善する以外にないのです。

#### 4. 社会からの隔離と更生

##### (1) ダルクの存在

社会からの更生の難しさは容易にぬぐえませんが、公的機関としては、更生活動の最中にある薬物使用が認められれば、これを処罰しなくてはなりません。白黒をはっきりとさせた更生活動に支障をきたすことはいうまでもありません。このように公的機関の行う活動としては限界があり、薬物中毒者の集まりとして、これを更生に導く活動をしているのが各地区に存在する「ダルク」という組織です。ここでは自分の経験を話し合うことをベースとした立ち直りを進めています。

##### (2) 処罰の実態化

薬物使用についての裁判で示される判決は初犯であれば執行猶予がつくのがほとんどです。薬物犯罪については、身柄を釈放されその直後からケアが重要です。いままでの環境を明確に変え日々生活しながら立ち直ることが必要とされます。再犯率の高さからもそのサポートがなければ元の木阿弥になってしまいます。特に初めて身柄拘束された機会においては更生プログラムを実施できるような施設への入所といったシステムを進めることができるよう制度化が急がれます。

##### (3) 薬物の危険性を社会に訴える難しさ

公的な対策として、小・中・高校生に対する「薬物乱用防止教室の開催」を警察、厚生省地方更生局麻薬取締部（麻薬取締官）が行っています。しかし、説明者が実経験がなく説得力に限界があります。この部分の説得力のなさは、これからも拭いきることはできません。例えばシンナーであれば、誰もがその臭気を嗅いだことがあり、これを度々意図的に吸引すればきっと、肉体的にも精神的にも

害を及ぼすと想像できます。

未経験の物事については真に迫って説明しても経験者にまさる説得力はありません。防止対策に当た者は違法薬物を経験することは不可能です。経験することそのものが身の破滅につながります。経験者としてその役目などを代替しているのが、私的な「ダルク」といった違法薬物経験者が運営する組織ということになってくるでしょう。

#### (4) 暴力団の資金源

違法薬物の売買など関わる犯罪によって得る資金は膨大で、薬物を暴力団の有力な資金源としています。表向きには組織として禁止しているとしながら、資金源の50%を占めるといわれています。

これらについては、当時の覚せい剤事案関連の被告人自らが書いた「しゃぶ屋」という本に覚せい剤は無くならないとの豪語も含め、人間社会にはびこる因縁についても赤裸々には書いています。悪をのさばらす温床となっている違法薬物関連の行動はまさに社会的損失を与え続けています。この諸悪の根源を広く一般の人々が認識することが大きな抑止力となるでしょう。オランダ、カナダ、アメリカの一部が「大麻解禁」としている大きな要因です。

## 5. リスクを感じた時は中毒者の状態

### (1) 取り込まれる危険

苦しみからの脱却を図ろうとする気持ちに隙間ができ、薬物に手を出すというのが多くのパターンのようですが、ここで人の弱みに付けこむ悪魔の誘いがあるのも事実です。この乱用行為は一途に加速するのが常です。気づけば既に中毒者になっていたとの経験者の供述が繰り返されています。「落とし穴」を意識しつつも、復帰可能な事案ではない危機意識がどこかで薄れてしまっているのです。

### (2) 排除する環境をどう保つか

人間関係が希薄になってきたとする昨今ですが、この薬物に関わる人間関係は濃厚です。売買についての微に入り細に入りのやりとりの部分もあり、一度そのルートに足を踏み入ると抜けられないものがあります。このことが常習性と相まって反復継続する羽目になってしまいます。

したがって、身柄を隔離された状態での更生が重要であり、悪環境を遮断するシステムが何よりも急がれるのです。

大麻の生涯経験者率は欧米の4割に比べ日本はかなり低いのですが、2015年には1%であったのが2年後には1.4%と着実に上がってきています。その推定使用人口は133万人です。（2018年NO212 朝日新聞グローブ「麻薬のある世界」）

## むすびに

麻薬規制「奇跡の国」と諸外国から注目を浴びている日本の薬物乱用抑止状況です。

その要因として日本人の規範意識の高さを挙げる人も少なくありません。

「少年犯罪の覚せい剤事犯」に関連し少年鑑別所で非行少女の描いた一枚の絵があります。ここには、覚せい剤「カク実に、セイ春失い、ザイ（ツミ～罪）重い」という語呂合わせの文字が今苦しみから抜けようとあがく青春の画面に刻まれています。罪を犯したとしても自分のしたことへの反省と今の心境がよく表れていると思います。ここに気づけば立ち直りの可能性は大という明るい見通しを持ちました。

違法薬物事犯に取り込まれるリスクはまさに各人の「心」の問題が大きく、リスクマネジメントを学ぶ観点からフォーカスしていくと人間としての苦しみとどう対処していくのかという結論になってしまいました。



人間が自分勝手な欲望を満たすために快楽を求めるリスクを常に内に持っているということが明らかになりました。このリスクに陥らないための不安や慎重さも心の内にしっかりと持つことが普通にできればと願うところです。何か事が起これば後から取り戻せるとの思い過ごし、落とし穴をどう意識の中に入れておくかに希求されるのではないかと考えられます。

今回のテーマを考えることにより、さらに人間の心理について多面的にさらに深く思考をめぐらせるいきっかけとなりました。

(筆者は労務管理士、家事調停委員)

#### 参考文献等

- ・「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」(松本俊彦ほか) 2010年
- ・「月刊少年育成」創刊 500号 (社団法人；大阪少年補導協会) H9.11
- ・「月刊少年育成」(社団法人；大阪少年補導協会) H10.3
- ・「シャブ屋」(木佐貫亜紀：ぴいふる社刊) H5.10
- ・薬物依存症～シリーズ・ケアを考える～ (松本俊彦：ちくま新書) 2018年 9.6